



## 家保通信

平成18年度 7月号  
熊本県天草家畜保健衛生所  
TEL 0969-22-3668  
FAX 0969-24-4393

HP) <http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>  
E-mail) amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

## 「家畜防疫互助事業へ加入を」

この事業は、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が万一発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、**生産者自ら積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国（独）農畜産業振興機構）が支援を行う事業です。**



### 事業のポイント

- ・ 牛や豚、鶏を飼養する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、**家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。**
- ・ 生産者積立金は、牛、豚、鶏に分けて基金として管理され、互助金はそれぞれの基金から交付されます。
- ・ 事業実施期間は平成18年度～20年度までの3年間です。
- ・ この事業の対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚コレラ」、「豚コレラ」、及び「高病原性鳥インフルエンザ」の6疾病です。
- ・ **加入者には新たに飼養衛生管理基準の遵守が義務付けられました。**

### 牛、豚に関する事業主体（問い合わせ先等）

【事業主体】社会法人熊本県畜産協会

【問い合わせ先】社会法人熊本県畜産協会 衛生飼料部 TEL 096-369-7745  
FAX 096-331-1018

社団法人熊本県畜産協会天草支部 TEL 0969-22-0277  
(天草家畜保健衛生所内) FAX 0969-22-0295

### 牛、豚に関する契約先（事業委託先）

関係畜産団体等（各農業協同組合、各畜産農業協同組合、各酪農業協同組合等）

別表1 生産者積立金の単価(牛、豚)

家畜の種類		単価(1年あたり)
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛(24ヶ月齢以上)	1頭あたり80円
	肉専用種繁殖雌牛(24ヶ月齢未満、含子牛)	1頭あたり50円
	肉専用種肥育牛(含子牛)	1頭あたり50円
	交雑種肥育牛(含子牛)	1頭あたり40円
	乳用種肥育(含子牛)	1頭あたり30円
乳用牛	乳用牛(24ヶ月齢以上)	1頭あたり90円
	乳用牛(24ヶ月齢未満)	1頭あたり30円
豚	繁殖用種豚(雄)	1頭あたり370円
	繁殖用種豚(雌)	1頭あたり190円
	肥育豚	1頭あたり60円

別表2 互助金の種類とその単価(牛、豚)

家畜の種類		淘汰互助金	経営支援互助金	焼却・埋却互助金	
肉用牛	肉専用種	繁殖雌牛(24ヶ月齢以上)	¥178,000	¥74,000 (¥37,000)	
		繁殖雌牛(12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満)	¥419,000		
		肥育牛(雌、12ヶ月齢以上)			¥59,000
		肥育牛(雄、12ヶ月齢以上)	¥539,000		
		子牛(12ヶ月齢未満)	¥246,000		
	交雑	肥育牛(12ヶ月齢以上)	¥327,000		¥37,000
		子牛(12ヶ月齢未満)	¥123,000		¥27,000
	乳用	肥育牛(12ヶ月齢以上)	¥202,000		¥33,000
		子牛(12ヶ月齢未満)	¥75,000		¥31,000
乳用牛	乳用牛(24ヶ月齢以上)	¥375,000	¥193,000		
	乳用牛(12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満)	¥241,000	¥33,000		
	子牛(雌)	¥102,000	¥31,000		
豚	繁殖用種豚(雌)	¥79,000	¥49,000	¥4,000 (¥2,000)	
	繁殖用種豚(雄)	¥138,000			
	肥育豚	¥21,000	¥11,000		

家畜伝染病予防法の規定により、「患畜」、「疑似患畜」として償却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼却互助金の単価は( )の額となります。

別表3 生産者積立金の単価(鶏)

採卵鶏	成鶏	一羽あたり	¥6
	育成鶏	一羽あたり	¥3
肉用鶏		一羽あたり	¥0.5
種鶏	成鶏	一羽あたり	¥6
	育成鶏	一羽あたり	¥3

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

別表4 互助金の種類と単価(鶏)

鶏の種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
採卵鶏	成鶏	¥630	¥80
	育成鶏	¥210	
肉用鶏		¥20	
種鶏	成鶏	¥1,020	
	育成鶏	¥340	

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

経営支援互助金：殺処分された鶏を飼養していた農場が新たに鶏を導入した場合、又は、互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる場合に支払われます。

焼却・埋却互助金：加入者の負担により焼却・埋却等が行われた場合に支払われます。

### 鶏に関する事業主体（問い合わせ先等）

【事業主体】日本養鶏協会

TEL 03-3297-5515

FAX 03-3297-5519

【問い合わせ先】熊本県養鶏協会

TEL 096-242-3131

FAX 096-242-3134